

事務所だより

被扶養者資格の再確認

第193号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

協会けんぽ加入の事業主に対し、10月下旬から11月初旬にかけて健康保険の被扶養者が現在もその状況にあるかを確認するための「被扶養者状況リスト」が郵送されます。京都府下の事業主には11月初旬発送予定とのことです。

再確認の対象被扶養者

この再確認の対象となる被扶養者は、次の扶養解除の可能性の高い対象者です。

① 健康保険の資格が重複している続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

③ 令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超えていた方（18歳未満の方や直近で認定された方を除く）

なお、再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストは送付されません。

確認のポイント

「被扶養者状況リスト」に名前のあるすべての対象者について、被保険者への聞き取り等で確認してください。

① 他の健康保険に加入していないか。

・被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者として資格を有しているが、被扶養者の扶養解除手続きを行っていないとき。

② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

・新たに被扶養者となつたが、以前加入していた他の健康保険等を脱退していないとき。
↓他の健康保険等の脱退手続きを行う。

・同一の被扶養者の名前が被扶養者状況リストに重複して

記載されているほか。
② 同居が必要な続柄の者が別居していないか。
団の横円枠の続柄の方は、被保険者と同居していること

が被扶養者認定要件となります。
同居要件の方が被保険者と別居している場合は、扶養の解除手続きを行います。
③ 被扶養者の年収が収入要件を満たしているか。
・被保険者と被扶養者が同居しているとき。
被扶養者の年収が130万円（※）未満でかつ、被保険者の年収の半分未満であること。
・被保険者と被扶養者が別居しているとき。

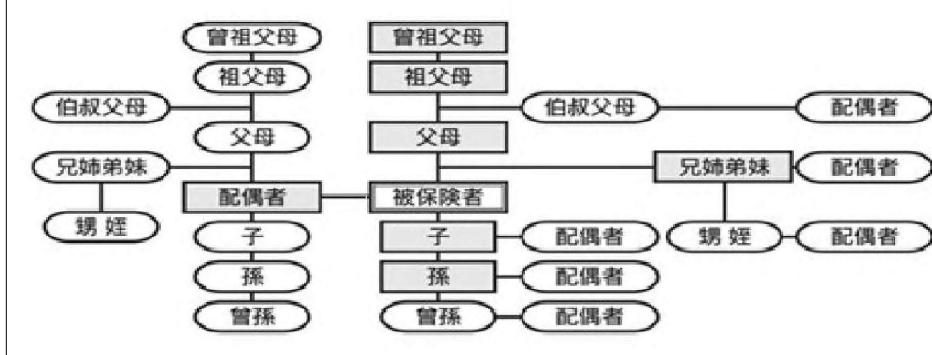
被扶養者の年収が130万円（※）未満でかつ、被保険者からの仕送り（援助）額よりも少ないとき。
被扶養者の年収が130万円（※）を超過している場合は、その原因が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものであるか。

年収が130万円（※）以上であって、人手不足による労働時間の延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認できた場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を併せてご提出します。

扶養解除となる対象者がいる場合は、「被扶養者調書兼異動届」を記入して扶養解除者の保険証等（持っている場合）と一緒に提出します。
扶養解除となる対象者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」のみを提出します。

確認の結果

3年連続超過していった場合は、扶養解除の手続きが必要です。



ただし、被扶養者の年収が一時的に130万円（※）を

失業給付の給付制限解除

申し出が必要

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待定期間満了後1～3か月間は基本手当を支給されません。これを「給付制限」といいます。

今年4月1日から、次の要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は、給付制限なく基本手当を受給できるようになりました。「この場合、通常の失業認定と同様、認定期数に応じた職業相談等の求職活動実績は必要です。また、重責解雇された場合は、本取り扱いの対象外です。

給付制限が解除される方

次のいずれかの教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る）を離職日前1年以内に受けた方（途中退校は該当しません）または離職日以後に受けている方です。
① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練

Q 今年5月に労働安全衛生法が改正され、高年齢労働者の労働災害防止対策が強化されると聞きました。どのように変わるのでしょうか。

ガイドラインから指針へ

A 令和7年5月改正の労働安全衛生法では、「高年齢労働者の労働災害防止の努力義務化」が盛り込まれ、国が当該措置に関する指針を公表することとされ、9月から開催されている「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」で取り上げられています。

現在の高年齢労働者の労働災害防止対策では、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和2年3月策定）による取組みが促されています。今般の指針策定の方針としては、法的根拠のない現行のガイドラインを法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインは廃止するとしています。

現行のガイドラインの項目や内容が基本とされるようですが、新たな追加・修正項目として以下のような点が挙げられています。

- ◎ 経営トップによる方針表明及び体制整備
- ◎ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ◎ 高年齢労働者の体力の把握方法
- ◎ 高年齢労働者の体力に応じた対応
- ◎ 安全衛生教育

離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合は、7日間の待定期間満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練等を受けた場合は、受講開始日以降7日間の待定期間満了後から給付制限を受けなくなります。

① 「認定期日の相当日」以前の場合
受講開始日が
「認定期日の相当日」以前の場合
講を開始する場合には、申出期限に注意してください。

② 「認定期日の相当日」以後かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、申出期限に注意してください。

③ 「認定期日の相当日」以後かつ「給付制限期間満了後の失業認定期」前の場合
「給付制限期間満了後の失業認定期」までに申し出をする必要があります。

↓ 受講開始日直後の「失業認定期に相当する日」までに申し出をする必要があります。

② 「認定期日の相当日」以後かつ「給付制限期間満了後の失業認定期」前の場合
「給付制限期間満了後の失業認定期」までに申し出をする必要があります。

11月の労務手続
【提出先・納付先】

○ 10月雇用保険被保険者資格取得届の提出（10月以降に採用した労働者がいる場合）
○ 年末調整の申告書配布と回収

○ 10月分源泉所得税・住民税の納付 【郵便局または銀行】	○ 10月雇用保険料受払報 【年金事務所】	○ 日雇健保印紙保険料納付 【年金事務所】	○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 【公共職業安定所】	○ 12月1日 ○ 10月分健保・厚年保険料の納付 【郵便局または銀行】
○ 告書の提出	○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 【公共職業安定所】	○ 告書の提出	○ 告書の提出	○ 10月分健保・厚年保険料の納付 【郵便局または銀行】

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail : fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

先日の最低気温が10度を下回った日の朝、バイク通勤者の上着はダウンジャケットでした。今から冬支度を始めても早すぎる感はないようです。
(きん)

編集後記

【公共職業安定所】